

野中義美税理士事務所 通信

No.84

今月のテーマ「生前贈与加算の対象者」

- 1.** **Q** 亡くなる直前に生前贈与を行えば相続時の財産が減少し、相続税を少なく納税できますか。
- A** 死亡前3年以内に故人から相続人へ贈与を受けていた場合、相続人の相続税課税価格に贈与額を加算する規定があります。従って贈与分を相続財産に含めて相続税を計算します。
- 2.** **Q** 例えば、父親が亡くなる1年前に息子に1,000万円を贈与し息子が贈与税額177万円を支払ったとします。この贈与は死亡前3年以内の贈与ですので、贈与税を支払ったとしても、相続発生時に息子の相続財産に1,000万円加算することになりますか。
- A** そうですね。そして贈与時に支払った贈与税額177万円は、相続税額から差し引かれます。
- 3.** **Q** この生前贈与加算の規定は、死亡前3年以内に故人から相続人が贈与を受けていた場合のみに適用されるのでしょうか。
- A** 生前贈与加算の対象者は原則として相続や遺贈により財産を取得した人になります。つまり、死亡前3年以内に贈与を受けていても、相続や遺贈により財産を取得していないければ対象者ではありません。なお、相続人であっても財産を相続しなければ生前贈与加算の対象外となります。
- 4.** **Q** 相続人でない孫は生前贈与加算の対象者ではないと思いますが、その孫が生命保険金の受取人である場合はどうでしょうか。
- A** 生命保険金はみなし相続財産となりますので生命保険金の受取人が孫でも生前贈与加算の対象者です。また生命保険金の受取人が相続人の場合、生命保険金の非課税枠があります。仮に生命保険金が非課税枠内であっても生前贈与加算の対象者になります。ですので、生前贈与を行う前に生命保険金の受取人が誰か確認しましょう。
- 5.** **Q** 仮に亡くなる1年前に100万円を子どもに贈与していた場合、贈与税は課税されませんが、相続時に子供の相続財産に100万円は加算されますか。
- A** はい、加算されます。贈与税の基礎控除額が年間110万円ですので、110万円以下の贈与であれば、贈与税は課税されません。しかし、死亡前3年以内に贈与を行っていた場合、110万円以下であっても生前贈与加算の対象者となり、相続税が課税されます。



FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

9月放送は 9月14日、28日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～
9月 2日、16日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分～

今日の
一句

東京オリエンピックでのヨット競技を見て、学生時代を思い出しました。そこで一句！

「青い海セイルを渡って水を切る」(競艇スナイプ級ヨット)

♪光進丸 加山 雄三

今日の
一言

「いなしの精神」

城原川の上流部には、江戸時代に成富兵庫義安によって築造された「野越し」と言われる、堤防の一部を低くすることで洪水の水を川の外に溢れさせる施設が9ヶ所存在します。古くから日本人は「いなし」の精神を生かしてきました。さすが治水の神様、成富兵庫義安ですね。

〔九紫火星〕 吉凶混合の月となります。頑固になり過ぎないように注意して下さい。

〔八白土星〕 うっかりが多くなりそうです。周りをよく見ないと怪我に繋がりますので注意して下さい。

〔七赤金星〕 うまい話に気をつけましょう。思わず落とし穴が。慎重に考えることが大切です。

〔六白金星〕 集中力が落ちる時です。スケジュール管理に気をつけましょう。約束を忘れないように注意しましょう。

〔五黄土星〕 体調管理が大切な時です。寝不足に注意してください。

〔四緑木星〕 口は禍のもと。自分の行動と言動には責任が伴うことを忘れないで下さい。謙虚さを心がけて下さい。

〔三碧木星〕 短気を起こさず、じつと我慢することも大切です。まわりの意見に耳を傾け和を心がけることが運気UPに繋がります。

〔二黒土星〕 焦らず、急がずを心がけて下さい。コツコツと地道に物ごとを進めることが良いでしょう。暴飲暴食に気をつけて下さい。

〔一白水星〕 財布の紐がゆるくなりそうです。衝動買いで気をつけて下さい。人間関係は良好です。この機会に交友を深めると運気UPに！

九星占い (9月)